

原田利一： フロログルシド含有シダ類の顕微化学的検索

Toshikazu Harada: Histochemical Researches on Phloroglucide in Ferns.

筆者は顕微鏡下にフロログルシドの1種であるフラバスピド酸を証明する方法を考案し、67種の温帶及寒地性⁽¹⁾及び176種の暖地性⁽²⁾のシダ類について検討した結果、16種のシダ類の根茎及び葉基中にフラバスピド酸の存在を確認したので報告する。

方法 シダ類の根茎及び葉基の乾燥粉末約50gを150ccの二硫化炭素で時々強く振動しつつ2晝夜冷浸し、圧搾し、濾液に脱水芒硝を加えて1夜放置して得た濾液から大部分の二硫化炭素を50°以下で留去し、エキス状とし、之に5%ベリット水液100ccを加えよく振動し、濾液に5%塩酸を酸性になるまで加え、ここに生ずる沈澱を濾取し、中性になるまで水洗し、素焼板上で粉末とし、その約0.1gを綿栓を施した朝比奈式ミクロ抽出器中で石油エーテルで温浸し、浸出液をスライドガラス上に圧出し、検鏡すると淡黄色の小柱状晶を認める。mp 156°、フラバスピド酸の夫れに一致し、又エールリッヒ試葉(10%パラジメチルアミドベンジアルデヒドの硫酸(80%)溶液)に始め溶解し、次いで赤褐色の結晶を析出する。

結果 フラバスピド酸を含有するもの

温帶及寒地性もの：イタチシダ、イワヘゴ、オオイタチシダ、オオミツテ、オクマワラビ、オシダ、クマワラビ、サイコクベニシダ、タニヘゴ、トウゴクシダ及びベニシダ。

暖地性のもの：イタチシダモドキ(ハルマヘラ島及び比島採集品)、タカサゴシダ(台湾採集品)、ヌカイタチシダ(屋久島採集品)、ヌカイタチシダモドキ(台湾採集品)及びマルバベニシダ(台湾及び屋久島採集品)。

原田利一： フロログルシド含有シダ類の剖見

Toshikazu Harada: Microscopic Studies on Rhizomes
and Stipes of Ferns Containing Phloroglucides.

フロログルシドを含有するオシダ節⁽³⁾、イタチシダ節及びベニシダ節⁽⁴⁾の根茎及び葉基を剖見したところ、従来、綿馬の特徴としてあげられている内腺毛の有無及維管束の数だけでは相互の識別不可能にして、更に腺毛の形状、巨大なタンニン結晶の有無及び厚膜細胞層の層数が重要な識別要点なることを知つた。即ち、オシダ節とイタチベニ節は囊状の内腺毛を具えるが、前者には巨大なタンニン結晶を認めない。又イタチシダ節とベニシダ節は、何れも巨大なタンニン結晶を含有するが、後者の内腺毛は馬蹄形である。検索表を示すと次の通りである。

1	{ 腺毛が囊状のもの	2
	腺毛が馬蹄形のもの	10
2	{ 巨大なタンニン結晶を認めぬもの	3
	巨大なタンニン結晶を認めるもの	8
3	{ 厚膜細胞層が連続するもの	4
	厚膜細胞層が断続するもの	6
4	{ 厚膜細胞層が10層以上のもの	オシダ
	厚膜細胞層が10層以下のもの	5
5	{ 厚膜細胞層が6層以上のもの	タニヘゴ
	厚膜細胞層が6層以下のもの	クマワラビ

(1) 薬学雑誌 71, 506, (1951).

(2) 薬学雑誌 72, 153, (1952).

(3) 薬学雑誌 71, 508, (1951).

(4) 薬学雑誌 72, 323, (1952).

6	{葉基の維管束が9個以下のもの 葉基の維管束が10個以上のもの	イワヘゴ
7	{厚膜細胞層が通常2層のもの 厚膜細胞層が2~4層のもの	オクマワラビ オオミツデ
8	{厚膜細胞層が5層以上のもの 厚膜細胞層が3~4層のもの	9
9	{厚膜細胞層が5~9層のもの 厚膜細胞層が8~10層のもの	イタチシダモドキ オオイタチシダ イタチシダ
10	{葉基の維管束が通常9個のもの 葉基の維管束が通常9個以下のもの	11
11	{厚膜細胞層が8層以上のもの 厚膜細胞層が8層以下のもの	12 トウゴクシダ ヌカイタチシダモドキ
12	{葉基の維管束が7~8個のもの 葉基の維管束が6個のもの	13 マルバベニシダ
13	{厚膜細胞層が7~12層のもの 厚膜細胞層が4~7層のもの	ベニシダ サイコクベニシダ

沢登定教：法社会学について

Sadanori Sawanobori: Sociology of Law.

(1) 法社会学の成立

法社会学は現在我々の前に問題として提起されている科学である。そして現在主として法律学者によつて法律学の立場から「法社会学とは何か」と云う問題について種々論議されている。しかしその論議の多くは法律の社会学についてではなくて、社会法学或いは社会学的法学と呼ぶ可きものについてである。尾高朝雄博士は「法社会学が今なおコントの社会学的概念に安住し、経験的事実を基礎とする実証的方法によるゆえのみを之で自ら社会学たることを主張するのは、決して自他に恵なる所以ではない……この意味からフィアカントが『すべての可能なる社会的事実に名づくるに社会学的現象なる名称を以てすることが、用語の精神に反する罪悪と認められる時の速かに来らんことを望む』といったのは誠にわが意を得た言葉と称すべきである」⁽¹⁾と論ぜられたが、現在に於て正にその通りであろうと思われる。現在極度に混乱している法社会学の概念を整理し、社会学の立場からその対象と方法を明確化し、社会学としての法社会学の進路を示すことは無意味のことではないであろう。

一般に法社会学は伝統的即ち概念法学的觸釈法学に対して、触釈法学によつては達することを得なかつたものを補充しようと云う努力、特に自由法の運動の発展の中に成立して來たものと論ぜられる。法触釈学は十九世紀のヨーロッパ諸国に於て自然法論の影響を受けて成立した成文法典の触釈学として成立した。そのような法触釈学の中心目標は「制定法又は判例の中に表現された法規の規範的意味内容を明かにすることを目的とする、即ち、その法規のもとに、いかなるタートベスタンダードが、どのような具合に包囲せらるべきかを明かにするのがその任務である」⁽²⁾。そして法触釈学は概念構成上の論理的整合を特に重要視した結果、理論が形式に偏り、法の社会的地位をかえりみないと云うことになる。しかし歴史の或時期に於ていかに完全無欠と考えられた成文法も社会生活の変化発展に従つて、その欠陥をあらわしてくるのは当然であろう。そこで自由法論者は煩瑣な立法の手続に

(1) 戒能他「法社会学の課題」41頁。

(2) 同上 143頁。